平成２８年（フ）第１６６号
金沢市旭町３丁目４番３号　プチカレッジ１・103号、従前の住所金沢市百坂町ロ67番地（従前々の住所）金沢市西金沢３丁目152番地
債務者　永井　理恵（旧姓古暮）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６８号
石川県白山市宮丸町118番地
債務者　中山信次郎
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
長野県上田市真田町長1873番地２
債務者　熊崎　芳子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１０１号
三重県津市末広町18番11号　レオパレスたんぽぽ203号
債務者　石川　政明
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１１号
三重県津市河芸町東千里264番地１　エクシヴ21・111号室、前住所三重県津市白塚町31番地72
債務者　工藤　英将
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県朝来市山東町新堂54番地
債務者　梅本　泰世
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満788番地19
債務者　山下　晴義
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第１２号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1153番地11、旧住所鳥取県鳥取市気高町新町２丁目80番地２　浜村薫る風ハイツ202号
債務者　前田　純子（旧姓宮岡）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９７号
広島市中区千田町２丁目１番６－401号
債務者　古園由美子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
愛媛県松山市三町３丁目３番38号
債務者　鳥越　優子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市和霊東町２丁目４番13号　平井マンション２Ｆ
債務者　井上　伸弘
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県田川市大字川宮1650番地１　三井大薮大薮団地９－３－２
債務者　駒井　隼人
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県田川郡福智町赤池371番地67
債務者　小椋　敏美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３９号
福岡県田川郡福智町赤池371番地67
債務者　小椋恵美子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第４０号
福岡県田川市大字奈良1587番地６　オオウラアパートＣ－２
債務者　森光　　聡
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１５７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7674番地13
債務者　森　　淳一
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７２号
宮崎市霧島１丁目76番地
債務者　葛西　林蔵
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係